

第三節 労働組合運動の概観……………二五

一、連合大阪（日本労働組合総連合会大阪府連合会）……………二五

1 連合大阪の船出……………二五

- (1) 統一ローカルセンターの結成 二五 (2) 代表機能の社会的構築 二六

2 組織基盤の形成……………二六

- (1) 地域協・地区協の確立 二六 (2) 連合大阪高齢・退職者の会 二七 (3) アジ

- ア軸足の国際連帯 二七 (4) 大阪らしい組織基盤 二七

3 八〇万連合大阪へ……………二七

- (1) 労働なんでも相談 二七 (2) たゆまぬ組織化活動 二七

4 男女平等参画社会……………二七

- (1) 女性の参画促進 二七 (2) 育児休業から雇用平等法 二八

5 賃金闘争……………二八

- (1) 春季総合生活改善闘争 二八 (2) 最低賃金改定 二九

6 政策制度闘争……………二九

- (1) 政策制度要求と運動化 二九 (2) 年間実働一八〇〇時間 二九 (3) 六万人

- の雇用創出 二九 (4) 日雇労働者・野宿生活者 二九 (5) 障害者雇用支援ネッ

- ト 三〇 (6) 明るい高齢社会づくり 三〇 (7) 税制改革 三〇 (8) 年金・医

- 療 三〇

7 環境・平和・人権……………三一

- (1) 自然と人間の共生 三一 (2) 沖縄の祈りと核兵器廃絶 三一 (3) 「日口友好

- の日」めざして 三一 (4) 世界人権宣言の普遍化 三一

制」の周知宣伝に力を入れ、大阪労基局・大阪府をはじめ各自治体に啓発活動の展開を求め、違反に厳しく対処するよう労基局に要求して実効を確保する活動を推進している。

一九九八年六月の連合第二七回中央委員会は、「くらしの総合ビジョン——二世紀への新しい価値と生活の創造」を決定、そのなかで広い領域に渡って「くらしのミニマム」と「望ましいくらしの姿」を具体的に打ち出す。地域別最低賃金制では「所定内給与対比」を指標に、二〇〇〇年には「五〇%以上」に引き上げられることを「目標」としたものの、二〇〇七年現在「三七・八四%」に留まっている。

6 政策制度闘争

(1) 政策制度要求と運動化

全国的な政策制度闘争 政策制度に関する全国的な取り組みは、毎年、各省庁の次年度予算概算要求を前にした五月下旬、「政策制度中央討論集会」（分科会・全体討議、各地方連合・構成組織が参加）で討議、六月の中央委員会で「〇〇年度政策・制度要求と提言」として決定。七月、政府・各省庁に申し入れる。そして、年末の政府予算編成期に重点課題をまとめて再度政府に要求し、各省庁との折衝も重ねて実現に努力する。さらに春季生活闘争期を通じて、国会審議の動向を見ながら最重要課題に絞り込み、支持・協力関係にある政党の協力も得て、達成をめざす。このようなパターンで、年々充実、かつ定着している。

九三年九月には、「日本の進路」を決定する（第一三回中央委員会）。

二一世紀に向けての「ナショナルゴール」と、目標実現に向けた労働組合の役割・責任をまとめたものである。翌年からの「政策制度要求と提言」は、この「日本の進路」にそった三部構成となり、「Part1 連合のめざす社会と当面の基本政策」（高度福祉社会をタテ軸に分権型社会をヨコ軸に）、「Part2 九四〜九五年度の重点政策課題」と、別冊の「Part3 政策制度要求と提言」としてまとめられ、このパターンで今日に及んでいる。

運動化重視と自治体予算要求

連合中央も、政策制度闘争に関して「参加と分権をもとにした地域社会の活性化」をかかげてはいたが、連合大阪は、政策制度課題一つひとつの「運動化」を重視する。つまり、運動化を通じて共感を府民に広げ府民とともに「政策」を豊富にしていくこと、ローカルセンター機能への社会的認知を築きながら、一歩一歩、挑戦し続けることに留意した。

そうした歩みを、以下、主な課題毎に「目」を起こして述べていくが、その前に、自治体の予算編成をめぐる毎年のパターンについて、ふれておきたい。

「平成四年度予算の編成に関する要請」を大阪府に行ったのは、九一年一二月であった。一二月は府が新年度予算編成を行う時期である。知事への申し入れに加え、必要に応じて関係部署との折衝も重ね、翌年二月、知事から文書で回答を受けた。新しい年度が始まると五月頃には、施策の展開模様について説明を受けフォローアップに努力してきた。

大阪市に対する取り組みもほぼ同様で、予算編成期に着目し大阪市の地域の地域組織とともに取り組む。その他の市町村とは、各地域・地区組織が取り組んだが、九六年五月からは、全地域協・地区協選出の登録メンバーによる「地域政策委員会」を設け、各行政に対する共通の

課題について検討を深めるとともに、それぞれ独自の取り組みについても互いの理解を築き合った。

大阪府の財政危機打開に関して連合大阪は、提言をまとめて府知事に要求する。九九年一月には前述した「大阪労使会議」主催のシンポジウムを開き、社会福祉協議会や中小企業団体中央会など民間一団と「地方税財政制度の改革を求める大阪府民会議」を結成、共同提言を採択して政府・国会議員らに働きかけ、府民運動に着手した（「地方税財政制度の改革を求めるシンポジウム報告集」）。

(2) 年間実働一八〇〇時間

「ゆとり宣言」 連合は、民間先行で出発した一九八九年を「時短元年」と位置づけ、「年間実働一八〇〇時間」の中期目標達成を運動方針とした。連合大阪は結成大会を通じて、

「ローカルセンターとして、社会的な世論形成、環境整備の役割を積極的に果たす」ことを確認する。

既に「前川レポート」（国際協調のための経済構造調整研究会報告）を経て、政府は八八年五月「世界とともに生きる日本——経済運営五ヶ年計画」を通じ、年間一八〇〇労働時間の実現を閣議決定する。しかし、日経連は真つ向からこれに抵抗、八八年末ようやく「公務員の四週六日休日制」が閉庁方式で日の目を見たところであった。

連合大阪はまず、大阪府議会をはじめ府内すべての市町村議会に、「すべての国民が、週に二日は仕事の手を休める」趣旨の「ゆとり宣言」を行い、その趣旨にそった社会的環境づくりを呼びかける。九〇年一月に入ると、社会・民社・公明の各党府本部に要請し、大阪府議会・知事、大阪市会・市長、大阪府市長会、大阪府町村長会に相次いで申

し入れた。

こうした連合大阪の要請に真つ先に応えたのは大阪府議会で、九〇年三月二二日、「ゆとり創造都市・大阪」が宣言された。これを契機に各地域協議会は、一斉に市町村議会に働きかけ、六月議会を終えた段階で二市二町、九月議会で一市二町が、連合大阪要請の案文にそった形で議決するに至る。このテンポは、新しいローカルセンターの実績を内外に示すものとなり、一月には、大阪府と大阪労働基準局の共催で、初の「ゆとり創造シンポジウム」を開き、労使と行政の努力を促した。

結成第二年度に入ると、「連合大阪時短推進委員会」を設けて各単産単組の取り組みを把握し合うとともに、九一春季生活闘争討論集会を「一八〇〇時間への課題」について開き、政・労・使が討論を交わす。地域組織は街頭に出て、時短とゆとり創造を訴えて声をからし、各行政に対する要請行動を限なく展開する。「ゆとり宣言」をなお保留中の議会に議決を迫り、既に採択された市町村には「宣言」の施策化を求めて、広報紙・パンフレットの配付、テレビ・ラジオによる宣伝、地方公務員の週休増、とくに「ゆとり創造推進本部」の設置を要請した。

なにわの黄門

ゆとり行脚

連合は九一年七月を期して「連合ゆとりキャラバン」を展開する。

大阪では七月一八日、連合大阪会長の石原利昭が時短世直し「なにわの黄門さん」に扮し、格さん、助さんと先頭に立つ。

「ゆとりハッピー」（はっぴ）と「残業はうし」（帽子）の七〇余人を従えて、ゆとり創造宣言都市を宣言した守口市役所前で市長らの激励を受けて出発集会。商店街を練り歩き、京橋駅頭・京阪天満橋でもキャンペーン。大阪府と大阪市に「ゆとり創造推進本部」や学校週五日制実



連合ゆとりキャラバン (1991.7.18)

施懇談会の設置などを要請する。

その後、淀屋橋でキャンペーンののち、夕刻からは中之島公園野外音楽堂で「納涼・ゆとりの夕べ」を催し、地域婦人会が踊りで出演する——など、世論を十分に喚起した斬新な第一日目となった。

二日目は、連合大阪事務所前を出発、「ゆとり宣言」未採択の四市二町

を訪ね申し入れを行いながら、連合和歌山へ引き継いだ。

この日の行動の結果、大阪府は全国に先駆けて中川和雄新知事を本部長とする「ゆとり創造推進本部」を年内に発足させる旨を回答、ゆとり創造施策を九月補正予算に組み込む。宣言を可決した議会は九月議会をへて四五議会中、三九議会(八六・七%)になった。

学校週五日制

夏の行動の一環として九一年七月二三日には、連合大阪大会議室で「学校週五日制を考えるフリートーク」

を開く。集まった一八人のスピーカーは、母親・父親・研究者・PT

A・教育委員会・校長会・学校現場(小、中、高、私学)・学童保育指導員・大阪府教組・連合大阪と関係方面を網羅していた。

コーディネーターの大阪市大教授桂正孝が、巧みに各人の意見を引き出す。「子どもが学校にいた方が安心して働ける」「一回ゆつくり寝たい、という子どもがいる」「ゆとりある教育がのぞましい」「土曜にも塾に行くのでは」「この場に子どもがいないのがよくない、子どもゆとり創造だ」、議論はつきなかつた。桂は言う。「ヨーロッパに出来たことが、なぜ日本に出来ないのか。地域とはなにか、学校とはなにか。週五日制は労働問題ではない。連合大阪に期待したい」と。

この間、守口市内の小学校を訪ねて学校現場を視察(九一年一月、教育政策「伸び伸び育て大阪の子—日本の子」をまとめあげた(九四年七月)。

九二春闘時に連合大阪のオリジナル・ショートミュージカル「土曜日のパパは僕のもの」を披露する。三月は僕のもの

二二日(土曜日)の午後、千里中央・豊中庄内・梅田・京橋・なんば・堺の各地で、完全週休二日制、学校週五日制などを訴える路上パフォーマンスをおこない、子どもたちの関心を集めた。

九月からは、第二土曜日が休みになり、府内の三二校が月二回休校・調査研究協力校となった。連合大阪は一〇月、「学校週五日制を考えるフリートーク」を開き、土曜の子どもたちの受け皿をどうつくるかを討議、一月には、ユニオンスクエアガーデンを「みんなで遊ぶう、ふれあい広場」にして、七千人の親子が参加する。

学校週五日制発足一周年を記念して、九三年一月には実行委員会を組織、「みんなで語ろう学校週五日制子どもサミット」を開催した。淀川北地区協では以来、多彩な土曜の催しを重ね市民から喜ばれている。また、これを契機に「教育」への取り組み「競争の教育から共生の

教育へ」を始める。週五日制が地域の社会的条件整備にとどまらず、学習指導要領の抜本的見直し、そして、学歴社会の改革を必然化したからであった。

大阪府に

「ゆとり基金」

九二年には大阪府にも「ゆとり創造推進本部」が発足。五月には連合大阪の要請をもとに、大阪労働基準局を中心とする労・使・官構成の「大阪労働時間短縮推進会議」が旗揚げ、一月に「ゆとり創造シンポジウム」(大阪労働基準局・大阪府・大阪市)を開いた。

大阪府のゆとり創造推進本部は発足以来、時短促進キャンペーンに努力していたが、連合大阪の主張する「ゆとりセンター」創設に向けても検討を始め、「ゆとり基金」構想を膨らませていく。府の一般財源と、府民(労働団体・経済団体・企業など)からの寄付金をあわせて積み立て、当面、その果実を時短推進施策に当てながら、「ゆとりセンター」創設などにも踏み込もうとするものであった。

連合大阪はこれに賛同、会長らの拠出や、総評センター解散にともなう関係組織の協力、花博出展事業収支剰余金の寄贈、大阪友愛同盟・労働事業団体・労福協などの尽力を得る。その結果、府の財源とあわせて九三年度末一億八七〇八万円で創設され、九八年度末には三億九〇八四万円となった。その後、府財政の厳しさが決定的となり、折角、上海市総工会の協力で、中国本土に山紫水明の用地を準備しつつあった「ゆとりセンター」(府民の漢方治療なども含む)をめぐる、大阪らしいロマンを生かすには至っていない。

曲折の週四

○時間制

肝心の週四〇時間労働制への労働基準法改正をめぐり、連合は九二年一月から、中央労働基準審議会に対し、組合員を多数動員するなど全力を挙げた。しかし、労働省は「九三年三月まで」となっていた中小企業などに対する猶予措

置を、「さらに延長することで自民党と調整」、三月には審議会を連合委員がボイコットする事態が発生する。

連合大阪には、四〇時間制実施に向け既に腐心を重ねていた泉州の織維関係協同組合から、「正直ものが馬鹿を見た」との憤慨が寄せられ、三月二二日の大阪地方労働基準審議会に連合大阪も「意見書」を提出、抗議行動を強化する。中央審議会の大坂公聴会(二月)にも三人の公述人が出席、猶予措置再延長などに激しく反対した。しかし、使用者側は「景気停滞」を楯に徹底抵抗を続け、週四〇時間労働制は結局、九七年四月一日からとなった。

連合大阪は同日を前に、「丸ビル」はじめ四カ所の電光掲示に一〇日間に及ぶキャンペーンを行い、労働基準局・関西経協・中小企業団体中央会に対して「賃下げなしの時短実施指導、法制の周知徹底」を強く申し入れた。また、四月一日には、二、三万枚の新聞折り込みに加え、大阪市内六ターミナルでティッシュ・ピラを配付。各地域組織でも週四〇時間制完全実施の街頭宣伝を行った。

九七年五月三〇日、連合大阪は第九回地方委員会において「時間外・休日労働及び深夜労働の男女共通規制を求める決議」を採択する。これは男女雇用機会均等法の改正にともない労働基準法から女子保護規定が解消されるのに対して、男女共通の規制を定め、健康で文化的な生活を確保する方針を確認したものであった。

既に述べたように、多様なキャラバン行動・街頭キャンペーン・経済団体要請、集会デモを重ね、大阪府議会・大阪市議会に意見書採択を働きかけて実現。五月一五日には大阪独自に、二二五人の代表団が統一アピールジャンパーを着込んで上京、国会周辺でのウォークアピール、衆参両院への要請行動を行うなどで、「男女共通」などを成就する。

(3) 六万人の雇用創出

不況脱出は

景気指数(DI)が五〇%を割ったのは九一年二月であった。実質経済成長率(全国)が〇・五%前後の「ゼロ成長」にガクンと落ちた九二年度から、大阪の有効求人倍率は一・〇を切り、九三年七月以降は〇・五を下回って全国で下から第三位という有り様に至る。「リストラックチャリング」なる、「耳慣れなかつた用語」が飛び交い始めたのはこの頃からである。

関西から

九三年一月の第五回大会で発足させた「連合大阪緊急雇用対策本部」の調査によると、傘下組合でなんらかの雇用調整を実施に移している割合が、時間外労働規制二八・六%、採用停止一七・〇%、配転出向一六・五%、休業・一時帰休二・六%、操業短縮一・二%などとなった。二月二日、対策本部が行った中小企業支援策の強化などの要求に応じて、府・市とも「年末までに緊急融資枠のいっそうの拡大、融資利率の引き下げ、雇用調整助成金拡充」などを国に要請する。

連合大阪は関西経協に対しても二月一六日、不況脱出に向けた「共同行動」の展開を求める。九四年一月二四日には同協会三役とのトップ懇談会で、景気・雇用情勢をめぐる意見交換を行った結果、両者連名による「不況脱出・雇用安定宣言」を行い、共同記者会見で発表する。それは、不況脱出・雇用安定に向けた双方の役割と責任の重大性を確認し、関西国際空港の開港も控えている本年、「不況脱出は関西から」を合言葉に、積極的な共同行動を展開しようという、意思を表明したものであった。

『雇用創出と新たな日本的雇用慣行の構築』

連合大阪と関西経協は九四年九月、「日本的雇用

慣行」に関する労使の意識調査に着手した。これは、積極的な雇用政策を両者が論議するための資料と位置づけられ、連合側二七〇組合の役員、経協側三三八社の会社役員から回答を得て、報告を冊子にまとめた。各企業で「終身雇用」(長期継続雇用)を維持すべきだとする者は、会社役員では五割を割り込み組合役員では七割弱であったが、「同一企業グループ内」での長期継続雇用には努力すべきだとする考え方は、双方、認識を同じくしていた。

連合大阪は、これらも活かし「雇用創出と失業なき雇用構造」(A4判一九頁)と題する政策制度要求の指針をまとめ上げる。

指針では、厳しい雇用情勢の現状分析に加え、その将来にわたる変化の要因を解析する。「右肩上がり経済」の終焉、国際「大競争時代」とする企業のリストラ戦略、労働力の展望・男女平等社会の実現にも視野を広げた。そして、「雇用政策の基調」を「長期継続雇用」の維持に据え、雇用不安をもたらさぬように、あらゆるレベルで「後追い型」ではなく、可能な限り「未然防止型」の運動を進める。一方、雇用安定を可能にする経済成長の確保、積極的な産業構造の転換、個人の能力開発機会の拡大、移動する勤労者に負の要因となる賃金・年金制度改革などをすすめるべしとした。

また、近畿圏「二〇万人雇用創出ビジョン」をまとめ、労働時間短縮による「ワークシェアリング」の推進も含めた。とくに「産業民主主義の貫徹」を掲げて「事前協議制」の内容を詳述し、「ヒューマンシステムの構築」と呼んで、雇用バンク・人材交流バンクの設立、女性・高齢者・障害者雇用の促進、企業年金のポータブル化などを提起した。

この「雇用創出と失業なき雇用構造」は関西経協との論議に持ち込まれ、定例会議が重ねられた結果、九五年一〇月のトップ会談におい

て、大筋これにそった内容の合意がまとめられる。「雇用創出と新たな日本の雇用慣行の構築」がそれで、全国に例を見ない快挙であった。また、阪神淡路大震災の対策など早急な取り組みについても合意された。

雇用助成制度の改革

連合本部は九五年度予算編成以降、「一〇〇万人雇用創出プラン」を具体的に示して、政府に数字のともなう雇用創出策を迫り、さらに日経連との協議を詰めて九五年一月には、共同で内閣に雇用創出策を要請した。しかし、「雇用なき景気回復」と、弾まなかったものの九五、九六年と持ち直してきたGNPの伸びも、九七年四月の消費税引き上げを契機にマイナスに急転落する。

連合大阪と関西経協は九七年五月、国の雇用助成制度の活用をめぐる労使幹部の認識をアンケートし、その改革をめぐって意見を交換、九八年三月には「雇用助成制度のあり方」についての共同提言をまとめた。①行政側の都合で区分されている多様な助成金を、利用者側の施策に応じた区分に改めること、②現に雇用されている労働者の能力開発助成は、使用者を通じて行うだけでなく、求職者が自ら啓発する場合への助成にも拡げ、充実するなど、わかりやすい真に活用出来るものに改善しようとする提言であった。

双方首脳は四月七日、上京して労働省首脳に対しこれら提言を共同で要請する。

雇用創出確保推進委員会

小渕内閣が連合本部と日経連の共同申し入れに対して、ようやく九八年九月、「政労使雇用対策会議」を発足させる。連合大阪は同月末から一〇月にかけて街頭キャンペーン、新聞折り込み、決起集会などを展開、中央行動にも代表を派遣した。こうした取り組みを通じて、政府は一一月に策定し

た「緊急経済対策」のなかに「一兆円の雇用対策費」を計上する。そして九九年三月、「雇用創出が期待される各分野の取り組み」をまとめ、「一両年に約七十七万人」を目標とすると、「数字」を初めて明らかにした。

大阪労使会議（連合大阪・関西経協）は九九年五月、大阪府を加えた三者による「大阪雇用対策会議」の設置を求めて、大阪府知事と折衝、府もこれに賛同する。そして、そのもとに政策担当者と専門家による「雇用創出・確保推進委員会」を設け、本格的な取り組みを開始。第一回委員会の開催は七月六日となるが、以来、三者それぞれの問題意識をたたき台に一〇月二日まで七回にわたる協議を重ね、一〇月二八日の大阪雇用対策会議において、「大阪府地域における「雇用の創出・確保推進策」をまとめ上げた。

「事業推進目標」（目標二〇〇一年）として、緊急地域雇用特別交付金の活用二万、介護福祉関係二万四千、環境関係五千など、合計六万人をまとめ、「雇用・就業機会の拡大は待ったなし」の認識のもと、本推進策を出発点に、三者が連携を強化して積極的な施策を行う」ことを確認した。

なお、大阪雇用対策会議はその後「大阪労働局」を加えた四者構成に発展する。

(4) 日雇労働者・野宿生活者

高齢者特別清掃事業

バブルの崩壊が釜ヶ崎労働者の就労を約四分の一に激減させてしまった（『大阪社会労働運動史』第八巻「釜ヶ崎労働者の労働と生活」参照）。

九三年一一月一九日、連合大阪第五回大会の運動方針討議に際し、

浪西地区協特別代議員（地区協事務局長 徳永秀昭が、「釜ヶ崎労働者の高齢化がすすんでいるところに、バブルの崩壊からアプレが増え、ドヤに泊まる日銭も得られず、野宿生活がどんどん広がっている。このまま放置できないのではないか」と指摘する。これを受けて執行部は、「行政に緊急施策を要求する一方、プロジェクトを設けてローカルセンターと自称するにふさわしい取り組みを追求していきたい」と、並々ならぬ決意を表明した。

前述のとおり、「連合大阪緊急雇用対策本部」を発足させた執行部は、一二月、「不況脱出は関西から」を合言葉に、大阪府、大阪市、関西経協に対して共同行動を呼びかけるが、その際、釜ヶ崎労働者・野宿生活者をめぐる緊急施策についても、あわせて強く言及し、連合本部に対しても政府への働きかけを強めるよう具申しした。

九四年に入ると、会長柴田範幸・事務局長鍵田節哉は打ち揃って、釜ヶ崎現地を数次にわたり丹念に視察、大阪府・大阪市・大阪府警をはじめ、多くの関係者から率直な状況認識を聴くとともに、炊き出し活動をはじめさまざまな救援活動を行っているボランティア団体や、直接支援に立ち上がっている現地労組の活躍ぶりを把握した。

そのうえで公式・非公式を問わず、府・市の首脳陣に対し、釜ヶ崎労働者を対象にする新しい公共事業を起こすこと、府・市合同で総合対策を検討し国に要求することについて、繰り返し働きかける。折から誕生した「釜ヶ崎就労・生活保障制度実現をめざす連絡会」（釜ヶ崎反失連）の、府庁前・市役所周辺における野営闘争も世論を突き動かした。

ついに府・市も九四年一月、「高齢者特別清掃事業」（あいりん総合センター内や、あいりん地区生活道路、市内バス停・河川・公園など）の開始を決断。西成労働福祉センター（その後九九年から「NPO釜ヶ崎

支援機構）を通じて、五五歳以上の「白手帳」（雇用保険日雇労働者被保険者手帳）保持者を輪番制で就労させる。また九五年六月には、府・市共同して「あいりん総合対策検討委員会」を発足させ、「総合対策」の検討に入った。

やがて政府も、これら大阪の決断に対して、「緊急地域雇用特別交付金」の一部を当てて、内閣の緊急経済対策の一端に加えた。また、雇用保険法の改正に際し、それまでの日雇労働者雇用保険の「給付制限を前二月の就労二日から二六日に短縮」、「求職者給付金を月額一級七五〇〇円に改定」する。

九五年は年頭からの阪神・淡路大震災で、連合大阪は「三正面作戦」を強いられ、「あいりん対策プロジェクト」

問題研究会

「三正面作戦」を強いられ、「あいりん対策プロジェクト」着手は九六年一〇月の第八回地方委員会からとなった。地区組織（浪西地区協など）、自治労（労働・民生・医療・公園など）、関係組織（建設・電力・金属・港湾など）からのメンバーに、本部事務局を加えて、討議を重ね始める。間もなくプロジェクトは、研究陣の全面的な参画が欠かせないと認識、中小対策部長田中滋晃が福原宏幸大阪市大助教授に座長就任を要請、島和博大阪市大助教授・中山徹大阪府大助教授らにも参加を願い、全面的な協力を得ることで「あいりん地区問題研究会」へ改組した。

研究会は九七年六月二五日を初回に、ほぼ二カ月毎、土曜日の午後ほとんども充てて開催され、九八年一月七日まで一七回にわたった。うち、九八年一月二七日夕刻からは、西成ユニオンズハウスに集合して、研究会・交流会を行い、翌朝午前四時に起床して「相対取引」の実情、あいりん労働公共職業安定所・西成労働福祉センター・更正相談所・大阪社会医療センターなどを視察する。

また連合大阪は九八年八月下旬、大阪府都市生活環境問題研究会（代

表 大阪市大教授森田洋司)の「野宿生活者実態調査」に協力する。組合員延べ一七六人が参加、大阪市内の野宿生活者を、彼(彼女)らが落ち着く深夜から早朝にかけて訪ね、一人ひとりから実情を聞き取った。この結果、市内の野宿生活者が約八六六〇人のほり、テントや小屋がけなど定着型の生活者が二六%、五割がベンチで寝泊まりしているなどが明らかにされた。

連合大阪は九九年八月にも、大阪市の「聞き取り調査」に再度協力する。小公園を対象に五日間にわたり延べ一六五人が参加、一人ひとりの野宿生活者から一時間余りをかけて「その来し方」を聞く。結局、計六三〇人について、それぞれのレポートをまとめた。

まとめあげた

『現状と課題』

こうした一年半にわたる取り組みを通じ、「日雇労働者・野宿生活者問題の現状と連合大阪の課題」(九八年一月三日。以下、「現状と課題」)がまとめられていく。発表を兼ねて九九年二月二四日、府立労働センターにおいてシンポジウム「日雇労働者・野宿生活者問題の現状と課題」―連帯社会をとるに考えよう―を開く。この日、会場には、新聞の報道もあって多くの研究者や行政関係者が集まり参加者の大半を数えた。「行政まかせや行政依存では改革出来ない。社会の連帯を通じてそれをカバーできないものか」などに至る、真剣な議論が交わされる集会となった。

ここで「現状と課題」を詳述する紙数はないが、いわゆる日雇労働者・野宿生活者の問題が、労働・福祉・医療・住宅、そして何よりも人権にかかわる重要な社会問題であることを具体的に示す。そして、「野宿生活の原因を本人の責任」としてしまおうのではなく、先進国に共通の「貧困問題」と認識し、「排除」ではなく「社会再参入」への道をもとに確立すべきか―と、①雇用の保障と創出、②居住権の保障と生活支援の街づくり、③福祉と医療、④勤労者・市民への啓

発、⑤行政責任と諸団体の役割など、総合的政策が詳しく提起された。事務局長真場成人は九九年五月、「現状と課題」を携えて連合東京・連合神奈川・連合愛知に出張、「寄せ場」をもつ大都市共通の課題としてともに対処しようと呼びかけ、連合本部にも「国の取り組み」を強く働きかけるよう要請した。

ホームレス

自立支援法

釜ヶ崎労働者・野宿生活者問題の認識を深め、府・市などとの交渉で緊急雇用施策実現の先頭に立ってきた前事務局長鍵田節哉は、一九九六年一〇月、第四一回総選挙に出馬し新進党近畿ブロック比例代表として議席を得る(その後、九八年民主党結党に参画。二〇〇〇年六月二期目当選)。

鍵田は一貫して野宿生活者問題を追求、解決への基本的な法制を確立すべく、精魂を傾けた。そして二〇〇二年七月、ついに「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」(法律第一〇五号)の制定を実現する。曲折を経た経過は、本人の執筆にかかる手記「ホームレス自立支援特別措置法成立の経緯について」(大阪社会運動協会保管)に詳しく、本稿はその摘要と言える。

最初の実力は、「百聞は一見に如かず。一人でも多くの国会議員にホームレスの実態を見てもらうことに注がれた」。九八年には釜ヶ崎を労働委員会、決算行政監視委員会が公式視察先とする。議会の海外視察テーマにもホームレス問題を加える。もとより質問主意書を内閣に提出、機会をつくっては委員会で質疑を重ねた。

政府もようやく重い腰を上げ、九九年二月には「内閣官房を窓口とし、厚生・労働・建設・自治・警察の各省庁に、大阪市などの関係地方公共団体も加えた「ホームレス問題連絡会議」を設け、五月には当面の対応策を取りまとめた。「自立支援センター」(費用の半額を国が負担)の創設もその一つである。しかし、「抜本的解決に程遠い予算

措置」で、特別立法の必要性がますます認識されていく。

法案策定と党内の合意形成のために、「民主党ホームレス問題対策プロジェクトチーム」（座長石井鏡子・事務局長鍵田節哉）に続き、「民主党ホームレス問題対策ワーキングチーム」（座長鍵田節哉・事務局長山井和則）を設けて、大阪・東京の視察、各省庁・ホームレス支援の民間団体・自治労などからのヒアリングを重ね、衆議院法制局とも協議して、特別立法の要綱案をまとめた。

連合大阪は二〇〇〇年一月一日、コミュニティプラザ大阪で「野宿生活者の自立支援の特別立法を」と題するシンポジウムを開き、「特別措置法骨子」を配布して、研究者や行政関係者、支援団体はじめ各界の参加者から意見を求めた（「シンポジウム「野宿生活者の自立支援の特別立法を」報告書」）。

成立への曲折 と共同行動

鍵田らは、引き続き超党派の議員提案とするよう努力を重ねたが、民主党内は単独でも法案を提出する意向に傾き、有志自民党議員（東京・大阪など）の理解を得た段階で、二〇〇一年六月一日、衆議院（第一五二通常国会）に提出する。

連合本部は六月一九日、この「ホームレス自立支援法案の早期成立」と「緊急地域雇用特別交付金の期限延長」を要求して政府交渉を行い、衆議院会館には連合大阪・連合東京・連合神奈川・連合愛知からの支援者と、ホームレスや支援グループの人たちなど、約一五〇人が集合、法制定まで節目節目に展開される中央行動の先鞭をつけた。翌々日の大阪における決起集会には、釜ヶ崎労働者や野宿生活者約七〇〇人が、連合大阪組員たちとともに大手前遊歩道を埋める。

ところが、一月六日に至って「朝日」朝刊が一面トップに、「ホームレスの自立を支援する初の法律が、今国会で成立する公算が大きく

なった。自民党と民主党が基本的に一致したため」と報道する。「自民党と連立政権を組む公明党はこれに反発、改めて与党プロジェクトチームを発足させ、一から議論する事態に至った」（『毎日』'01・11・9）。

審議は二〇〇二年の通常国会に持ち越されて、やっと出されてきた与党案は、「公共施設の適正な管理がホームレスによって損なわれているときは、管理者に排除する権限がある」旨の条文を加えようとする点で、提出済の民主党案と大きく異なっていた。「排除しなければならぬような状態が生まれないようにすべきである」と民主党側は主張、鍵田らが連合本部・ボランティア団体の意見を聴きながら調整に当たった。

四月二六日には早期成立を求める国会請願行動が展開され、「午前一一時半にスタートしたデモには、都内各地や大阪、名古屋、北九州、川崎から野宿生活者や支援のボランティアら約二〇〇人が参加」（『毎日』'02・4・26夕刊）。大阪では六月、釜ヶ崎反失連の野営闘争が燃え上がった。

結局、通常国会の会期末に至り、「民主党提出の法案を撤回、厚生労働委員長の提案として全会一致の採決を行うほか、鍵田成文にかかるとの付帯決議を付す」はこびで合意に達する。七月一日、衆議院で可決のちも、参議院の「会期末には法案審査をしない」慣例に難渋、鍵田らの奔走で三日の特例可決が成就（八月七日公布）。議員会館に集合待機していたホームレスや支援団体員たちから湧き上がる万雷の拍手と歓声が、互いの健闘を称えた。

就業支援センターと ネットカフェ難民

政府は自立支援法に基づき、初めての全国実態調査を行い、これを踏まえて、二〇〇三年七月には「ホームレスの自立の支援等に関する基本

方針」(厚生労働省・国土交通省告示第一号 二万三千字)を定め、大阪府もこの方針に添った「実施計画」を策定(〇四年三月)、国もそれに伴う予算措置を決めていく。

この段階以降の運動とその成果(例えば「野宿から畳の上へ」、「扉を開いた生活保護適用」など)については、本史次巻にまとめることとして、ここでは、連合大阪や大阪労働協がかわる、最近開始された先駆的な活動を紹介し、本稿を終えておきたい。

二〇〇五年二月、三角公園近くに、連合大阪と府・市、西成労働福祉センター・大阪自彊館・みおつくし福祉会・みなと寮などによる「大阪ホームレス就業支援センター」を創立、運営協議会事務局長には連合大阪から、元中小対策部長田中滋晃が就く。そして、NPOなど民間諸団体と協力しながら、自立支援センター等の入所者や、あいりん地域高齢日雇労働者たちを対象に、就業の機会を手広く開拓する一方、個人々の就業を斡旋、よろず生活相談などを含め、さまざまな支援活動をすすめている。

さらに運営協議会は〇八年四月、いわゆる「ネットカフェ難民」の実態を調査し、これらの労働者を対象とする支援活動を始めるに際して、大阪労働協が中心になって開設していたエル・おおさか四階の「ライフサポートセンター」(<http://www.osaka-lsc.jp>)に委嘱し、その機能を活かした「住居喪失不安定就労者支援センター」を立ち上げて活動を始めた。

(5) 障害者雇用支援ネット

実態調査と雇用フォーラム

「国連障害者の一〇年」をへて一九九三年には「障害者基本法」が制定され、「ア

ジア・太平洋障害者の一〇年」が始まる。同年一月に開催された連合大阪第五回大会は、「大阪には法定雇用率を達成していない大企業が目立っている。この事実を認識し合い、これを互いの努力で克服していく取り組みを展開する」と決定した。

「九四連合大阪白書」はデータを示して討議を広げ、障害者と「ともに生きる社会」をめざすことこそ、労働組合の社会的責任であると強調した。六月には、「どうすれば雇用結びつくのか、職場のありのままの実態や意見を知るために」、大阪に本社をおく企業に対応する八〇〇労組を選んで、「障害者雇用アンケート」を行い、取り組みをスタートさせる。

雇用のきっかけを問うと、「内部発生(労災・私傷病)」が半ばを越し、「行政からの働きかけ」が六三%に達しているのに比べ、「労働組合の方針」に影響されたとするケースは一割に満たなかった。知的障害者・視覚障害者の雇用が著しく遅れ、重度の障害者はごく少なく、雇用が健常者に近い人たちに限られていた。職場の思い込みや偏見の克服、雇用職場の工夫や具体例の交流、などの必要性が明らかとなっていく。

九四年、「障害者雇用月間」九月の二七日、初の「障害者雇用フォーラム」ともに生きる職場と地域づくり」が、ゆうゆうセンター(交野市保健福祉総合センター)で開かれ、交野障害者ワーキングエリア(交野松下重度障害者多数雇用事業所、市立通所授産施設、府立交野自立センター)を見学ののち、前記調査の集約をめぐりパネルディスカッションで運動の意義を学び合った。

知的障害者の就労促進

二度目の障害者雇用フォーラムは、雇用がとくに遅れている重度障害者・知的障害者について、先進的な取り組みや努力を学ぶことをねらった。九五年一〇月三日、「大